

議案第 80 号 守口市立わかくさ・わかすぎ園の指定管理者の指定について

ご報告申し上げます。

本案は、守口市立児童発達支援センターについて、令和 8 年 4 月からの指定管理者制度の導入に向け、公募、選定を行った結果、株式会社三葉を指定管理者に指定しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、令和 6 年 2 月定例会において、令和 8 年 4 月 1 日から施設名称を児童発達支援センターに変更する条例改正が行われていることから、現施設名称での指定管理者の指定に疑義を呈したところ、先ほど承認議決がなされました修正案が理事者から提出されたわけであります。

本委員会は、この修正原案について引き続き審査を行いました結果、指定管理者制度の導入に当たっては、利用者に不安を与えることのないよう、療育方針等を継承し、引継ぎには万全を期されたいこと。また、アンケートやモニタリング等により、利用者の意見の反映と施設運営の改善を図り、きめ細やかな支援体制と療育サービスのさらなる充実を図られたいこと。

なお、指定管理者選定委員会による候補者の選定後、事務処理の確認が不十分であったことにより評価点の算出に誤りが判明したことから、評価点を修正したところである。本事案に限らず、事務処理の誤りが散見されており、これ

までも幾度となく厳しく指摘しているところであるが、今一度、深く反省を促すとともに、原因の把握と再発防止策を徹底し、今後、このようなことのないよう特段の意を配されたいこと。

また、評価方法については選定委員会で決定されるとはいえ、指定管理料により評価点が自動的に決定される定量的評価は、本案の選定経過のように金額に大きな差が生じれば総合評価に及ぼす影響も大きいことから、市として指定管理者制度の趣旨や定性的評価とのバランスなどを踏まえ、評価方法について研究、検討されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもって、これを修正原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、寺本委員におかれましては、指定管理者に指定しようとする団体は、定性的評価の多くの項目で、応募団体の中で最も低い評価であること。また、採点方法にも問題があると言わざるを得ないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。